

重要事項説明書

1 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	岩国市病院事業（公営企業）
代表者名	開設者 岩国市長 福田 良彦
所在地・連絡先	山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話 0827-29-5000

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	岩国市立訪問看護ステーションさくら		
指定事業所番号	3560890166		
所在地 電話番号	本所	〒740-1225 山口県岩国市美和町洪前1776番地 0827-95-0123	
	分室 サテライト にしき	〒740-0724 山口県岩国市錦町広瀬1052番地1 0827-71-0170	
管理者の氏名	西本 和枝		

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		常勤換算後 の人数(人)	職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)		
本所	看護師	6	5	1	4.8
	准看護師				
	理学療法士	2	2		2.0
	作業療法士	1	1		1.0
分室	看護師	1	1		1.0
	准看護師				

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	岩国市美和町 岩国市本郷町 岩国市美川町 岩国市錦町
---------	-------------------------------------

※上記地域以外でも希望の方は相談ください。

(4) 業務日

業務日	平日（月曜日～金曜日）
業務時間	8:30～17:15
業務しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※上記以外はご相談ください。

3 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

4 利用者負担金

詳しくは料金表で確認ください。

お支払いは、美和病院又は錦中央病院の受付でお支払いください。金融機関への振り込みをご希望の方は、山口銀行岩国支店の口座にお振り込みください。

いずれも、翌月15日までにしてお支払いください。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問看護・介護予防訪問看護の事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的としています。

(2) 運営方針

要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に実施します。事業者は、自らその提供する訪問看護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

①利用者相談窓口

当事業所 相談窓口	窓口担当者 ご利用時間	管理者 西本 和枝 平日 14:00～17:00 (但し、担当者出張等不在の日を除く) 電話 0827-95-0123
--------------	----------------	--

②行政機関

岩国市役所 福祉政策課	岩国市今津町一丁目14番51号 電話 0827-29-5072
山口県国民健康保険団体連合会	山口市大字朝田字岡の口1980番7号 電話 083-995-1010

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに主治医、緊急時連絡先（ご家族等）、救急隊、居宅サービスを作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。看護職員以外のスタッフが緊急コール（ファーストコール）を受け付けることがあります。

主治医	病院名 及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	

緊急時 連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住所	
	電話番号	

8 事故発生時における対応方法

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 岩国市役所 福祉政策課	所在地：岩国市今津町一丁目14番51号 電話番号：0827-29-5072 受付時間：8：30～17：15（土日祝は休み）
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名： 所在地： 電話番号： 担当介護支援専門員：

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人 全国訪問看護事業協会
保険名	訪問看護事業総合補償制度
補償の概要	訪問看護事業者賠償責任保険

9 第三者評価の実施状況

本事業所の第三者評価の実施状況は下記のとおりです。

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

10 災害時等における対応方法

地震・風雪水害などの自然災害発生や警報などが発令された場合や、また、感染症の発生状況等によりサービスの提供を中止することのないよう事業継続に取り組んでまいります。やむを得ず中止する場合は事業者から連絡します。

11 高齢者虐待防止に関する事項

事業者は、利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに、従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

12 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。